

大阪文化芸術事業実行委員会条件付一般競争入札（郵便方式）入札心得

大阪文化芸術事業実行委員会

（趣 旨）

第1条 この心得は、大阪文化芸術事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う令和6年度文化芸術プログラムに関する経済波及効果測定調査業務にかかる一般競争入札（入札に参加するために必要な参加資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札を含む。以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、実行委員会が定めるこの入札心得、入札説明書、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）及びその他関係法令等を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札に際し、実行委員会の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。
- 3 入札参加者は、仕様書、入札説明書、質問書の回答、契約書（案）及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。
- 4 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。
- 4 入札参加者は、談合等不正行為に関する情報がもたらされた場合又は談合等不正行為が疑われる入札が行われた場合、事情聴取その他の調査に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。

（入札参加者資格等）

第4条 入札参加者は、入札公告及び入札説明書に掲げる入札参加資格を有する者に限る。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。
 - （1）公告等の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者
 - （2）前号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

（入札保証金等）

第5条 入札保証金は免除する。

- 2 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の110に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）の100分の2に相当する金額を実行委員会に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。
 - （1）大阪府入札参加停止要綱 別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - （2）大阪府入札参加停止要綱 別表6（安全管理措置）（2）イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

(3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

(4) 死亡・傷病・退職により配置予定者等^{注)} 欠けるため契約を締結しない場合

注) 配置予定者等とは、入札参加資格に掲げた配置予定者、主任技術者等をいう。

(入札書等の提出)

第6条 入札参加者は、入札書に記名押印のうえ、定められた日時までに公告によって示された場所に入札書、入札参加資格申出書及び契約（取引）実績調書（以下「入札書等」という。）を郵送しなければならない。

2 入札書に記載する金額については、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）とすること。

3 入札書に記載する日付は、申込日とすること。

4 入札書は封かん（入札書封筒の様式は別紙1）しなければならない。この封筒の表に札回数（第1回～第3回）、会社の所在地、会社名、代表者名、入札結果連絡先を記入し、押印（裏面割印）しなければならない。

5 3通の入札書及び入札参加資格申出書、契約（取引）実績調書を表封筒（様式は別紙2とし、以下「封書」という。）に入れ、実行委員会事務局あて一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送しなければならない。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札書等の郵便後においても、入札執行（開札）までの間は、入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し又は当該入札に再度参加することができない。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を入札執行（開札）の日時までに実行委員会に届くように持参又は郵送するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な扱いを受けるものではない。

(入札書の引換等の禁止)

第8条 入札参加者は、一度提出した入札書の引換え、書換え又は撤回をすることができない。

(入札の取り止め等)

第9条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるときなど、実行委員会が必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。

2 前項の規定により実行委員会が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。

3 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

(開札)

第10条 指定期日までに郵送された入札書の開札は、入札公告で示した日時及び場所において行うものとする。

2 開札の立合いは、入札担当者以外の職員が行うものとする。

3 入札担当職員は、郵送された入札書在中の封筒を開封し、入札結果を発表する。

(開札の傍聴)

第11条 開札の傍聴を希望する入札参加者は、入札公告で示した開札予定時刻の10分前までに、社員証等入札参加業者の役員及び従業員であることを証明できるものを持参のうえ、開札会場に集合し、受付を経た後、開札を傍聴することができる。

(無効の入札)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者及び虚偽の申出を行った者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の場所へ入札書等が郵送されない入札
- (3) 記名押印又は署名を欠いた入札書による入札
- (4) 金額を訂正した入札書による入札又は金額の記載の不鮮明な入札書による入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 入札用封筒に業務名、入札者名（住所、商号又は名称・代表者氏名）が記載されていない入札
- (7) 封書に業務名、入札者名（商号又は名称・代表者氏名）が記載されていない入札
- (8) 郵送用封筒の業務名及び入札者名（商号又は名称・代表者氏名）と同封された入札書用封筒の業務名及び入札者名（住所・商号又は名称・代表者氏名）が相違する入札
- (9) 入札書封筒に封印及び封かんしていない者の入札
- (10) 封書に封印及び封かんしていない者の入札
- (11) 談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (12) 同一の入札について同一人が、2通以上の入札書を提出した入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(失 格)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 提出期限までに入札参加資格申出書及び契約（取引）実績調書の提出を行わない者
- (2) 開札から落札決定までの期間において、次のいずれかに該当した者
 - ① 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - ② 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められる者。
 - ③ 大阪府及び実行委員会との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者
- (3) 前各号に定めるもののほか、入札公告等において示した事項に該当した者

(落札者の決定)

第14条 有効な入札を行った者のうち、契約希望金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、その者について事後審査等を行い、その結果、資格があると確認された者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。この場合において、落札金額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- 2 前項の審査の結果、入札参加資格がないと判断したときは次順位の最低の価格を提示した者を落札候補者とし、その者について事後審査等を行い、その結果、資格があると確認された者を落札者とする。
- 3 前項の審査は、落札者を決定するまで繰り返すものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定)

第15条 落札となるべき同価の入札が2人以上あるときは、その落札決定を留保した上で、抽選により落札候補者及びその次の順位以降の者を決定するものとする。

2 前項の抽選の方法は、別紙3による。

3 審査の結果、入札参加資格がないと判断したときは、第1項の次順位者を落札候補者として、入札参加資格の審査の結果、入札参加資格があると判断された者を落札者とする。

4 前項の審査は、落札者を決定するまで繰り返すものとする。

(再度の入札)

第16条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は2回以内とする。

2 前項に規定する再度の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(1) 当初入札において第12条(1)、(2)、(11)、(12)のいずれかの規定により無効とされた入札をした者

(2) 当初入札において第12条(13)の規定より無効とされた入札をした者で、再度の入札に参加させることが不適当と認められるもの

(3) 当初入札において第13条に該当した者

(契約保証金等)

第17条 落札者は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値が、額面金額又は登録金額による。

(2) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

(3) 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。

(4) 銀行又は実行委員会が確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。

(5) 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。

(6) 銀行又は実行委員会が確実と認められる金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(1) この契約による債務の不履行により生ずる損害のてん補する履行保証保険契約の締結

(2) 本業務と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去2年の間にすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき

3 前項第1項の場合においては、落札者は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を実行

委員会に寄託しなければならない。

(契約の締結等)

第18条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約書及び暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10日以内に実行委員会に提出しなければならない。ただし、実行委員会の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者が前項に定める契約書及び誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が、第13条第2号①又は③に該当した場合は、契約を締結しないことがある。

4 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が、第13条第2号②に該当した場合は、契約を締結しないものとする。

5 前3項の規定により契約を締結しないときは、第5条第2項に定める違約金を実行委員会に支払わなければならない。この場合、実行委員会は一切の責めを負わないものとする。

(異議の申立て)

第19条 入札参加者は、入札後、この入札心得、入札説明書、契約条項、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第20条 入札に際しては、すべて実行委員会の指示に従うこと。

(入札書封筒)

(表)

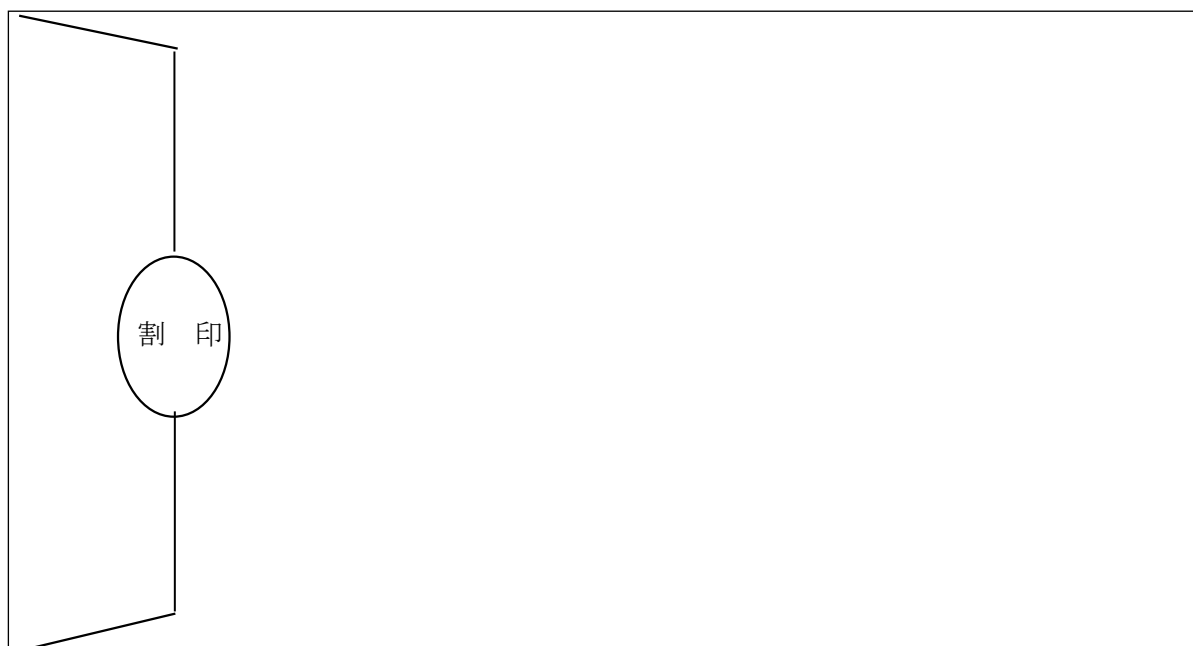
第〇回 入 札 書	
入札日時	令和7年6月27日(金) 10時
業 務 名	<u>令和6年度文化芸術プログラムに関する 経済波及効果測定調査業務</u>
入 札 者	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇サービス株式会社 代表者 〇〇〇〇 (印) (入札結果連絡先〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇課〇〇係)

<留意事項>

※入札には「第1回入札書」と記載された入札書封筒に入っている入札書を使用します。

※開札の結果、落札者とすべき者がおらず、再度の入札を行う際に「第2回入札書」(2回目の再度の入札を行う際は「第3回入札書」)と記載された入札書封筒に入っている入札書を使用します。

(裏)



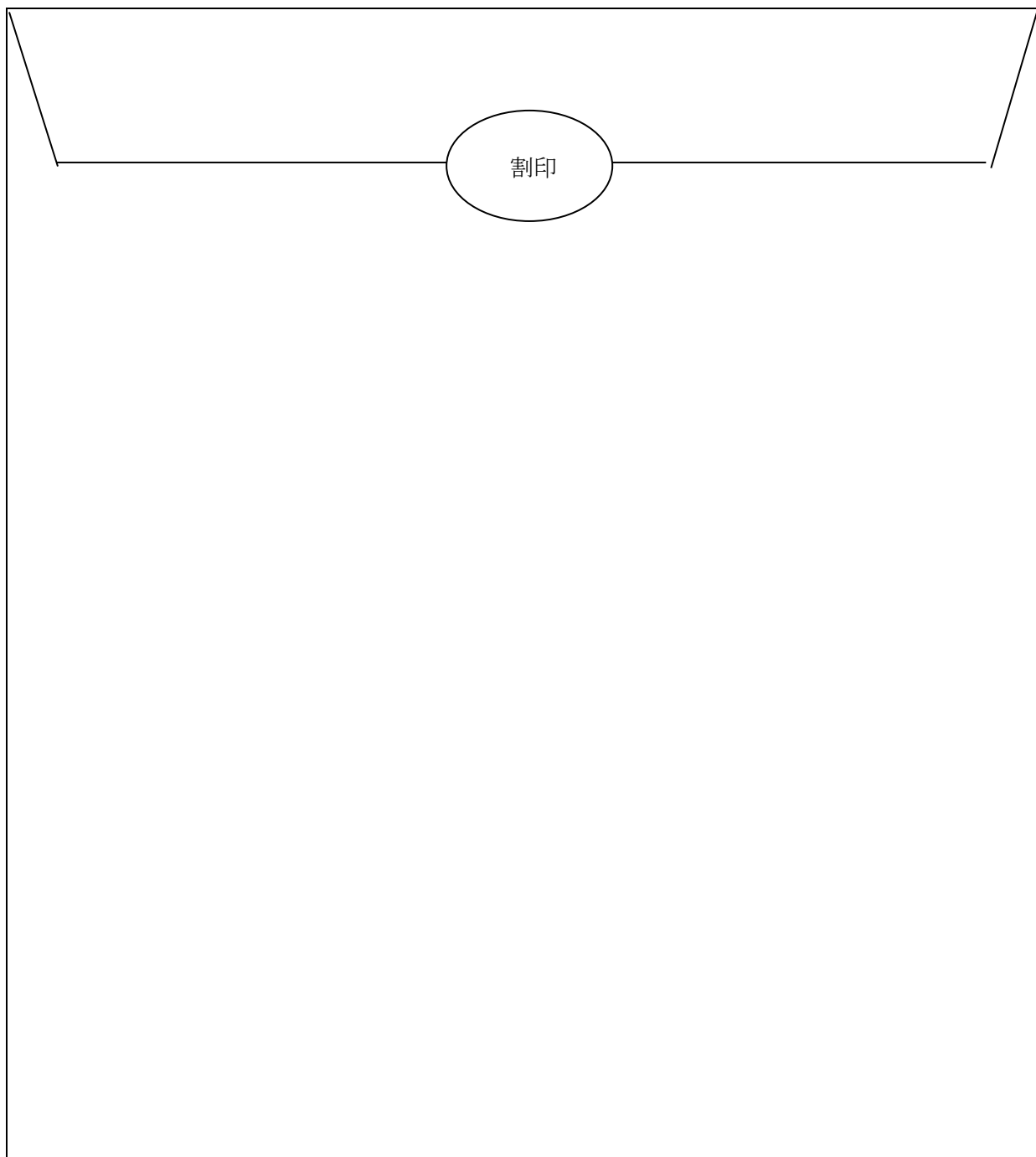
(表封筒)

- ※1 [入札書等在中] と朱書きし、親展で一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出してください。
 ※2 入札書封筒、入札参加資格申出書及び契約（取引）実績調書を入れてください。

	5 5 9 0 0 3 4	大阪南港ATC内郵便局留 （大阪府住之江区南港北一丁目十四番十六号） 大阪府文化・スポーツ室文化課 文化創造グループ内 大阪文化芸術事業実行委員会事務局 宛 入札書等在中 業務名 令和6年度文化芸術プログラム に関する経済波及効果測定調査 入札日 令和7年6月27日 入札者 ○○○○○○サービス株式会社 代表者 ○○○○○○
--	---	--

(表封筒)

(裏)



【くじの方法について】

入札金額が同額の場合は、下記の抽選方法（公開抽選）により落札予定者の順位を決定する。
なお、後記において、「抽選人」並びに「立会人」とは、それぞれ入札に立会う入札担当者以外の職員とし、「業者番号」とは、入札金額が同額の有効な入札を行った者を株式会社等の表記以外の社名により50音順（昇順：あーん、社名がアルファベットの場合もひらがな表記を採用）に並べた順番により決定する番号とする。

抽選手順：下記の「抽選1」「抽選2」の順番に行う。

抽選1．＜予備抽選＞

- ① 入札担当者は、入札金額が同額の有効な入札を行った者の数と同数の数字が記入された紙を入れた抽選箱を用意する。なお、中に入る紙にはそれぞれ異なる数字が書かれているものとする。
- ② 抽選人は、業者番号（昇順）の順番に、抽選箱から紙を取出し数字を読み上げる。
- ③ 入札担当者は、上記②において抽選人が読み上げた数字を「抽選結果記録用紙 A【抽選1：予備抽選用】」に記録する。
- ④ 入札担当者は、各業者の本抽選における順番を読み上げる。
なお、本抽選の順番は、予備抽選において出た紙の数字の順番（昇順）とする。

抽選2．＜本抽選＞

- ① 入札担当者は、抽選1が終了後、再度、入札金額が同額の有効な入札を行った者の数と同数の数字が記入された紙を入れた抽選箱を用意する。
- ② 抽選人は、予備抽選で決定した順番（昇順）に、抽選箱から紙を取出して紙に記載された数字を読み上げる。
- ③ 入札担当者は、上記②において抽選人が読み上げた数字を「抽選結果記録用紙 B【抽選2：本抽選用】」に記録する。
- ④ 入札担当者は、落札予定者、及びその次の順位以降の者を発表する。なお、本抽選において出た紙の数字の順番（昇順）に、落札予定者、及びその次の順位以降の者を決定する。

■注意事項

- ・最低入札金額にかかわらず、同額の入札金額があった場合は、同様の抽選方法により落札予定者順位を決定する。

■抽選結果記録用紙

- ・抽選結果記録用紙は、以下の様式のものとする。
- ・抽選結果記録用紙 B への記入が終了後、入札担当者は「立会人」と共に抽選結果記録用紙 A と照合し、抽選結果を発表する。

抽選結果記録用紙A（予備抽選）

件 名：令和6年度文化芸術プログラムに関する経済波及効果測定調査業務

立会人：_____

紙に記載された数字の小さい順に、本抽選の順番を決定する。

<u>有効な入札を行った者</u>	<u>紙に記載された数字</u>	<u>本抽選順位</u>

抽選結果記録用紙B（本抽選）

件 名：令和6年度文化芸術プログラムに関する経済波及効果測定調査業務

立会人：_____

<u>有効な入札を行った者</u>	<u>紙に記載された数字</u>	<u>落札予定者順位</u>